



つくばみらい市

議会だより

第36号

平成27年5月1日
発行



平成27年第1回定例会及び
第1回臨時会を開催しました。

作品名「自然と共生する、つくばみらい市」(アオサギ) 坂井 國夫氏 撮影

主な内容

平成27年第1回臨時会

◎平成27年第1回臨時会は、2月4日に開催しました。

平成27年第1回定例会(3月)

◎平成27年第1回定例会は、3月3日から23日までの21日間の会期で開催しました。

◎第1回定例会では、平成27年度予算8件、平成26年度補正予算8件、条例の制定及び一部改正、請負契約の締結など計45案件が提出されました。議案は、常任委員会及び予算特別委員会に付託され、慎重な審議を行いました。

議案の概要	も	P2
一般質問	く	P8
	じ	

発行：つくばみらい市議会／編集：議会広報特別委員会

〒300-2492 つくばみらい市加藤237番地 TEL 0297-58-2111 (代表) FAX 0297-20-5760
URL <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp> Eメール gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp



◆ 会期・日程 ◆



● 第1回臨時会 ●

2月4日(水) 本会議
議案の上程及び、説明、質疑、討論、採決

● 第1回定例会 ●

3月3日(火) 本会議
開会、会期の決定
第6号の請願の委員長報告、質疑、討論及び採決
施政方針、議案の上程及び説明
茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
5日(木) 本会議
一般質問
6日(金) 本会議
一般質問
議案に対する質疑
予算特別委員会の設置及び正副委員長の互選
先議案件の採決
議案の委員会付託
9日(月) 常任委員会
総務常任委員会
10日(火) 常任委員会
教育民生常任委員会
12日(木) 常任委員会
経済常任委員会
13日(金) 特別委員会
予算特別委員会
16日(月) 特別委員会
予算特別委員会
18日(水) 特別委員会
予算特別委員会
23日(月) 本会議
委員長報告、質疑、討論、採決
追加議案の上程、説明、質疑、討論及び採決
議員提出議案の上程、説明、質疑、討論及び採決
閉会中の継続審査・調査、閉会

平成 27 年 (2 月) 第 1 回臨時会 議決一覧表

議案番号	議案名	議案の概要	結果
議案第 1 号	委託契約の変更について	交付金の追加に伴い、合併特例債事業である東楯戸台線道路整備事業の契約内容を変更するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。	原案可決
議案第 2 号	平成26年度つくばみらい市一般会計補正予算(第8号)	歳入歳出それぞれ6,628万4千円を追加し、予算の総額を200億5,419万9千円とするものです。	
議案第 3 号	平成26年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出それぞれ384万8千円を追加し、予算の総額を53億2,392万6千円とするものです。	

平成 27 年 (3 月) 第 1 回定例会 議決一覧表

議案番号	議案名	議案の概要	結果
議案第 4 号	つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、新たに教育長の身分が特別職の常勤職員に位置付けられ、教育委員会委員長の職が廃止されること、及び市いじめ問題対策連絡協議会等条例が制定されることにより、条例の一部を改正するものです。	原案可決
議案第 5 号	つくばみらい市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告に基づき、給料表、単身赴任手当、管理職特別勤務手当、勤勉手当等の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。	
議案第 6 号	つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	年次休暇等の付与の基準となる期間を年単位(暦年の単位)から年度単位(会計年度の単位)に変更し、採用、定期異動等の時期に合わせることで、円滑に人事管理を行うため、条例の一部を改正するものです。	
議案第 7 号	つくばみらい市職員の配偶者同行休業に関する条例	地方公務員法第26条の6第1項の規定に基づき、配偶者同行休業制度において、条例で定める必要があるため、条例を制定するものです。	



議案番号	議案名	議案の概要	結果
議案第8号	つくばみらい市行政手続条例の一部を改正する条例	行政手続法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。	原案可決
議案第9号	つくばみらい市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の議員報酬の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。	
議案第10号	つくばみらい市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことに伴い、活動の実態に応じた適切な報酬及び手当を支給し、団員の処遇の改善を図るため、条例の一部を改正するものです。	
議案第11号	つくばみらい市立保育所条例の一部を改正する条例	児童福祉法の改正及び子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の整備の必要があるため、条例の一部を改正するものです。	
議案第12号	つくばみらい市保育の実施に関する条例を廃止する条例	児童福祉法の改正に伴い、保育の必要性の認定に関する基準を市の条例で定める必要がなくなったこと、並びに子ども・子育て支援法及び同法施行規則において、保育の必要性の認定に関する基準が制定されることから、条例を廃止するものです。	
議案第13号	つくばみらい市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法等で定められていた介護予防支援事業所の人員等に関する基準等について、市町村の条例で定めることとされたことから、条例を制定するものです。	
議案第14号	つくばみらい市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法等で定められていた包括的支援事業の実施に関する基準について、市町村の条例で定めることとされたことから、条例を制定するものです。	
議案第15号	つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険法に基づき、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者の保険料及び制度改正に伴う地域支援事業の実施猶予について定めるため、条例の一部を改正するものです。	
議案第16号	つくばみらい市都市公園条例の一部を改正する条例	全ての都市公園の使用料を統一し、分かりやすい料金体系化を図ることで、公平性の確保及び市民サービスの向上を目指すことを目的に、条例の一部を改正するものです。	
議案第17号	つくばみらい市まちづくり基金条例を廃止する条例	まちづくり基金については、つくばエクスプレスに係る公共施設の計画的整備に充てることが目的であるため、基金全額を取り崩し、陽光台小学校建設事業費に充てるものとし、基金残高が皆無となることから、条例を廃止するものです。	
議案第18号	つくばみらい市水道事業給水条例の一部を改正する条例	住民サービスの向上や公金の支払方法の多様化に取り組むため、平成27年度よりクレジットカードを利用して納付できるサービスを導入すること等に伴い、条例の一部を改正するものです。	
議案第19号	つくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会等条例	いじめ防止対策推進法の施行に伴い、同法に規定されたいじめ防止に関する各組織について、その構成や役割を明確にし、円滑な運営を図ることを目的に、条例を制定するものです。	
議案第20号	つくばみらい市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告等に基づき、期末手当支給月数の平準化の措置を講ずる必要があるため、条例の一部を改正するものです。	



議案番号	議案名	議案の概要	結果
議案第21号	つくばみらい市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、新たに教育長の身分が特別職の常勤職員に位置付けられるため、教育長の給与等の根拠法令である教育公務員特例法第16条が削除されることに伴い、条例を廃止するものです。	原案可決
議案第22号	つくばみらい市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告等に基づき、期末手当支給月数の平準化の措置を講ずる必要があるため及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、新たに教育長の身分が特別職の常勤職員に位置付けられるため、条例の一部を改正するものです。	
議案第23号	つくばみらい市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長の給与等の根拠法令である教育公務員特例法第16条が削除されることに伴い、市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止するため、条例を制定するものです。	
議案第24号	つくばみらい市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長の身分が特別職の常勤職員と位置付けられたため、その規定について、新たに定める必要があることから、条例を制定するものです。	
議案第25号	つくばみらい市職員定数条例の一部を改正する条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条項の繰上げにより、条例の一部を改正するものです。	
議案第26号	つくばみらい市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例	子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の整備の必要があるため、条例の一部を改正するものです。	
議案第27号	つくばみらい市伊奈庁舎設計・施工建設事業に係る設計・施工一括請負契約の締結について	伊奈庁舎設計・施工建設事業に係る設計・施工一括請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。	
議案第28号	市道路線の認定について	12路線を市道として管理するものです。	
議案第29号	平成26年度つくばみらい市一般会計補正予算(第9号)	歳入歳出それぞれ6億6,987万4千円を減額し、予算の総額を193億8,432万5千円とするものです。	
議案第30号	平成26年度つくばみらい市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	歳入歳出それぞれ8,643万6千円を追加し、予算の総額を54億1,036万2千円とするものです。	
議案第31号	平成26年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出それぞれ243万5千円を追加し、予算の総額を3億5,129万8千円とするものです。	
議案第32号	平成26年度つくばみらい市介護保険特別会計補正予算(第4号)	歳入歳出それぞれ8,873万1千円を追加し、予算の総額を29億8,800万3千円とするものです。	
議案第33号	平成26年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出それぞれ923万2千円を減額し、予算の総額を9億5,292万1千円とするものです。	
議案第34号	平成26年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出それぞれ2,364万4千円を減額し、予算の総額を5億1,842万6千円とするものです。	
議案第35号	平成26年度つくばみらい市水道事業会計補正予算(第4号)	収益的収入及び支出で、収入を1,160万6千円減額し、13億9,378万円と、支出を4,168万4千円減額し、13億2,987万4千円とするものです。また、資本的収入支出で、収入を656万円減額し、1億6,155万5千円と、支出を1億4,118万1千円減額し、4億7,686万7千円とするものです。	
議案第36号	平成27年度つくばみらい市一般会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ208億3,025万5千円とするものです。	



議案番号	議案名	議案の概要	結果
議案第37号	平成27年度つくばみらい市国民健康保険特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ60億4,743万3千円とするものです。	原案可決
議案第38号	平成27年度つくばみらい市後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億8,050万1千円とするものです。	
議案第39号	平成27年度つくばみらい市介護保険特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億6,158万9千円とするものです。	
議案第40号	平成27年度つくばみらい市公共下水道事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億5,482万1千円とするものです。	
議案第41号	平成27年度つくばみらい市農業集落排水事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億6,699万6千円とするものです。	
議案第42号	平成27年度つくばみらい市市営分譲住宅特別会計予算	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,326万7千円とするものです。	
議案第43号	平成27年度つくばみらい市水道事業会計予算	収益的収入及び支出で、収入を14億3,139万3千円とし、支出を13億1,260万8千円とするものです。資本的収入及び支出で、収入を3億1,268万8千円とし、支出を7億2,397万円とするものです。	
議案第44号	戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について	平成28年5月から戸籍に係る電子情報処理組織の事務を那珂市に委託するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により議会の議決を求めるものです。	
議案第45号	平成26年度つくばみらい市一般会計補正予算(第10号)	歳入歳出それぞれ9,500万1千円を追加し、予算の総額を194億7,932万6千円とするものです。	
発議第1号	つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第26号)附則第6条の規定による地方自治法の改正に伴い、関係規定を整備するため、条例の一部を改正するものです。	
発議第2号	政府による緊急の過剰米処理も含めた抜本的な対策の実施を求める意見書	米価の下落傾向が一層強まっており、平成26年産米の価格は、平成25年産米の価格と比べて大幅に下落し、近年にない低価格となりました。平成26年産から米の直接支払交付金が半減され、米価変動補填交付金も事実上廃止された下で、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価が更に暴落するなら、再生産が根底から脅かされることとなります。とりわけ、担い手層の経営への打撃は計り知れないものがあります。そもそも、この間の米価の下落は、政府が、平成25年11月28日公表の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を策定した際、平成26年6月末の在庫が平成24年6月末の在庫に比べて75万トンも増える見通しを認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにあります。また、「攻めの農政改革」で、平成30年に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけています。主食の米の需給と価格の安定を図るのは政府の重要な役割であります。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に過剰米処理も含めた抜本的な対策を実施することを求め、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣に意見書を提出するものです。	



議案番号	議案名	議案の概要	結果
発議第3号	青少年健全育成基本法の制定を求める意見書	<p>今日、我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃は、深刻な事態に直面しています。その要因として、家庭環境や道徳教育の問題等に加え、インターネット等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が、「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ません。</p> <p>これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、その限界性が指摘されています。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針等を明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにする包括的かつ体系的な法整備であります。</p> <p>したがって、「健全な青少年は、健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた「青少年健全育成基本法」の制定を強く求め、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び警察庁長官に意見書を提出するものです。</p>	原案可決



番号	請願・陳情名	結果
請願第 6 号 (平成 26 年受付)	政府による緊急の過剰米処理を求める請願	採 択
請願第 1 号	「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願	
請願第 2 号	「政党助成金の廃止を求める意見書」提出を求める請願	継続審査
陳情第 1 号	地球社会建設決議に関する陳情書	全議員及び執行部に配布
陳情第 2 号	中学校歴史・公民教科書採択の改善を求める陳情	
陳情第 3 号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情	



討 論

第1回臨時会

議案第1号 委託契約
の変更について

【反対討論】

川上文子議員

【賛成討論】

中山栄一議員

第1回定例会

議案第5号 つくばみ
らい市職員の給与に関
する条例の一部を改正
する条例

【反対討論】

川上文子議員

議案第9号 つくばみ
らい市議会議員の議員
報酬及び費用弁償等に
関する条例の一部を改
正する条例

【反対討論】

川上文子議員

【賛成討論】

豊島葵議員

議案第11号 つくばみ
らい市立保育所条例の
一部を改正する条例

【反対討論】

古川よし枝議員

議案第13号 つくばみ
らい市指定介護予防支
援等の事業の人員及び
運営並びに指定介護予
防支援等に係る介護予
防のための効果的な支
援の方法に関する基準
等を定める条例

【反対討論】

古川よし枝議員

議案第14号 つくばみ
らい市地域包括支援セ
ンターの包括的支援事
業の実施に関する基準
を定める条例

【反対討論】

古川よし枝議員

議案第15号 つくばみ
らい市介護保険条例の
一部を改正する条例

【反対討論】

古川よし枝議員

議案第20号 つくばみ
らい市教育委員会教育
長の給与、勤務時間そ
の他の勤務条件に関す
る条例の一部を改正す
る条例

【反対討論】

古川よし枝議員

議案第21号 つくばみ
らい市教育委員会教育
長の給与、勤務時間そ
の他の勤務条件に関す
る条例を廃止する条例

【反対討論】

古川よし枝議員

議案第22号 つくばみ
らい市特別職の職員で
常勤のもの給与及び
旅費に関する条例の一
部を改正する条例

【反対討論】

古川よし枝議員

議案第23号 つくばみ
らい市教育委員会教育
長の勤務時間その他の
勤務条件に関する条例

【反対討論】

古川よし枝議員

議案第24号 つくばみ
らい市教育委員会教育
長の職務に専念する義
務の特例に関する条例

【反対討論】

古川よし枝議員

議案第25号 つくばみ
らい市職員定数条例の
一部を改正する条例

【反対討論】

古川よし枝議員

議案第29号 平成26年
度つくばみらい市一般
会計補正予算(第9号)

【反対討論】

川上文子議員

議案第30号 平成26年
度つくばみらい市国民
健康保険特別会計補正
予算(第4号)

【反対討論】

古川よし枝議員

議案第36号 平成27年
度つくばみらい市一般
会計予算

【反対討論】

海老原弘議員

【賛成討論】

鐘ヶ江礼生奈議員

【反対討論】

川上文子議員

議案第39号 平成27年
度つくばみらい市介護
保険特別会計予算

【反対討論】

古川よし枝議員

議案第43号 平成27年
度つくばみらい市水道
事業会計予算

【反対討論】

川上文子議員

請願第1号 「青少年
健全育成基本法の制
定」を求める意見書提
出に関する請願

【反対討論】

古川よし枝議員

【賛成討論】

小田川浩議員





聴き

知しりたい

きたい
市政

一般質問
(要旨)

質問は、議員本人が概ね300字を目安に要約しています。

定例市議会における
一般質問の要旨を掲載します。

市長の政治倫理 について



海老原 弘 議員

●海老原議員 昨年の3月議会で質問をした平成25年12月14日に開催された市長の後援会主催の政治資金パーティーについて、もう一度伺う。また、収支報告書では、パーティーの参加者は

731人で、収入総額は1,279万円であった。氏名等の記載義務がある20万円を超える支払者は、140万円と50万円の2人おり、731人の出席で1,279万円の収入から見れば、かなり寄附的なものではないかと考えるが、市長の見解はどうか。

次に、入札の透明性について、陽光台小学校の屋内体育館の入札は、当日一方が辞退し、1者のみで成立するという納得できない入札である。

最後に、市長と市民との対話について、「市長とみらいを語る集い」を開催しているが、始めに苦情や要望はダメとくぎを

刺すのは、あまりにも一方的なのではないか。

●市長 収支報告書については、報告書のとおりである。また、寄附ではないかとのことだが、寄附ではなく、市政報告会の券を購入していただいたものである。

●総務部長 入札については、入札当日に2組のJV(特定建設工事共同企業体)が参加し、金額を記入した入札書を提出したのは1組のJVのみであったが、つくばみらい市一般競争入札実施要綱第15条の規定により、2者以上の参加があればその入札を有効としている。

●市長公室長 平成23年

度まで行ってきた対話集

会や地区懇談会は、地域の苦情、要望等を話し合うことが多く、参加者の中には、もっと建設的な意見を話せる場がほしいという方もいたことから、平成24年度から地区懇談会を市長とみらいを語る集いとして、市の将来を皆さんと考え、話し合う場を設けた。しかし、地域の苦情、要望等があった場合は、その場に対応をしている。なお、市長とみらいを語る集いで苦情、要望はダメなのかとのことだが、これは各地区の代表である行政協力員が市と市民との連絡及び調整に関することが任務となっていることから、地区の苦情や要望を取りまとめたいいただくとは行政協力員にお願いするのが最適であると認識している。

(掲載以外の質問事項)

☆シルバー人材センター

の有効活用について

財政状況が厳しい中、経常経費の削減について



直井 高宏 議員

●直井議員 財政状況が厳しい中、経常経費の削減について質問する。

今年度の陽光台小学校、みらい平コミュニティセンターの建設、来年度は庁舎の改築、再来年度は富士見ヶ丘小学校の建設と、ここ数年、大型建設事業が続くような財政の組み方が必要になっている。これほどインフラ整備を進めている自治体は、県内でも少ないと思う。このような中で、市の職員は経常経費を



削減し、住民が安心安全な生活を確保するための予算を捻出できるように、一生懸命に業務委託先と委託費の削減折衝等の努力をしていると思うが、その取組の現状について答弁を願う。

●**総務部長** 平成27年度予算編成をはじめ、ここ数年で経常経費の削減を実施したものの一端を説明する。平成23年度には、庁舎と出先機関を結ぶネットワーク回線を、ビジネスインターネットに切り替えたことにより、年間約300万円の削減、さらに、業務システム機器の入替時に見直しを行い、庁舎内管理から外部データセンターに移行することにより、年間約2,300万円の削減になった。また、平成24年度には電力供給について、東京電力から特定規模電気事業者(PPS)の日本ロジテック協同組合へ移行し、伊奈庁舎・谷和原

庁舎だけでも電気料が年間約100万円の削減になった。平成26年度からは、通知書用封筒を統一するなど委託料・使用料の見直しを実施し、年間710万円の削減になった。平成27年度予算(案)では、さらに、通知書などの作成経費を、委託先の処理機器を汎用機への入替により、前年度と比較すると、約1,210万円を削減した予算(案)で提案している。その他にも、

総務課が主体となり平成25年8月より、「工夫した業務・事業の実施に向けた取組」ということで、ムリ、ムダ、ムラをなくす取組の『3ム主義の徹底』を全庁的に呼びかけ、平成25年度は173件、平成26年度は221件の取組があり、職員の意識改革はもとより、人件費や時間等の節約を行っている。今後も、発想を転換するなど、これまで当然だと思っていた経費につい

ても、抑制・削減できるような職員一丸となって努めていく。

(掲載以外の質問事項)

☆特別な事由による就学

困難な児童生徒に対する

学習支援について

☆定住自立圏構想について

て



坂 洋 議員

市の観光事業について

●**坂議員** 国は観光立国

推進基本計画を策定し、観光の裾野の拡大と観

光の質の向上を掲げている。市においても観光の振興は、所得と雇用を拡大し、地域住民の生活の質を高め、市内外からの交流人口を増大させ、さらに、地域の特色ある食材などの地場産業への波及効果もあり、地域経済の活性化が期待される。市の観光施策を重要なものとして位置づけ、新たな視点を取り入れた観光課の設置や外部専門家の導入など、活力あるまちづくりに向けて観光振興策の今後の対応と方向性について尋ねる。

●**市民経済部長** 市の観光振興については、その一つとして、「ワークショップ」を活用した映像と街づくりをテーマとした勉強会を開催した。メンバーには、茨城県のつくば地域振興課、地域計画課、観光物産課や、民間ではNHKエンタープライズ、JT Bなどが参加し、観光事

業の充実を図るために、ワークショップ「江戸を活用した作品鑑賞やロケ地ツアーなどの地域活性化プラン」を策定しており、今後もこのプランを実施しつつ、新たな魅力づくりを推進していく。

また、市の単独での観光への取組を越えて、平成26年度から、取手市や常総市、守谷市と連携し、「広域ガイドマップ」の作成に取り組んでおり、広域連携による効果的で、効率的な誘客を図っていく。

●**市長** 観光推進計画の策定については、独立した計画ではなく、平成27年度に予定している地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく「地方版総合戦略」の中に、観光振興事業をひとつの柱として、位置づけてまいりたい。また、観光課の設置については、シ

ティプロモーション事業強化の一環として、平成27年度に「みらいまちづ



くり課」を設置することから、産業経済課との連携を強化し、観光振興事業を通じた定住化促進施策を、効果的に推進してまいりたい。

(掲載以外の質問事項)
 ☆JA茨城みなみ農産物直売所について



染谷 礼子 議員

成人用肺炎球菌ワクチン接種について

●染谷議員 高齢者の肺炎予防をするため、国は、成人用肺炎球菌ワクチン

を定期予防接種とし、平成26年10月からスタートをしたが問題点がある。対象者は65歳から100歳までの5歳刻みであるため、対象年齢間の峡間となり、肺炎に罹患し、重症化のリスクが高くなる。一日も早く肺炎予防をするために市が助成をして対象者を拡大してはどうか。また、定期接種は平成26年から平成30年までの5年間の実施である。つまり公費助成の接種は生涯で1回のチャンスとなる。しかし、何らかの理由で対象年齢期限内に受けられない場合もあり、特に101歳以上の方は平成26年度だけの実施である。期限内に接種ができず本人が希望する場合については、市が助成し、対応してはどうか。

●保健福祉部長 成人用肺炎球菌ワクチン接種について国は、平成30年度までの経過措置期間において、対象年齢に該当する方は定期接種を1回受けられることができるとし、5年かけて65歳以上の方が全員接種できるように計画的な体制をとっており、市においても、国の予防接種法に基づき、予防接種事業を展開している。接種対象者で接種できなかった方のうち、接種対象年齢において、長期にわたり療養を必要とする病気にかかっていたために、定期予防接種を受けられないことができなかったと認められた場合、長期療養特例として定期予防接種を受けられることができる。国は、平成30年度までの5年間において、対象となる年齢層に対しての接種を計画的に行うこととしており、また、この経過措置後の平成31年度以降の接種対象者については、今後、経過措置対象者の接種状況等を踏まえ、改めて検討することとしている。成人用肺炎球菌

ワクチンの年度対象者とならない方や、該当年度に接種できなかった方への、任意予防接種としての公費助成については、こうした国の動向を注視しながら、継続して検討してまいりたい。

(掲載以外の質問事項)
 ☆図書館の「雑誌スポンサー制度」について



川上 文子 議員

税徴収業務は、滞納者の生活実態に寄り添って行うこと

●川上議員 市の税徴収

率は県内2位で大変高い。悪質な滞納者はやむを得ないが、生活困窮者を更に困窮に突き落とすような差押えがないか心配している。①納税相談は、生活実態をよく聞き、生活再建に向けた親身な対応がされているか。②差押禁止財産を差し押えていないか。③滞納者の承諾により差押禁止財産を差し押えた件数が平成24年度3件、平成25年度1件ある。差押禁止財産は、憲法第25条の「国民の最低限度の生活」を守るためのものであり、禁止財産を差し押えても生活が逼迫しないというのはどのような実態か。④分割納付・納税猶予が平成24年度408件、平成25年度127件あるのに、延滞金減免の申請が1つもない。極力減免・免除を行い、生活再建の道をつけていくことが必要と思うがどうか。

●市長 資力等の状況をしっかりと把握し、その上



で納税能力があると認められた場合には滞納処分など厳正な対処を行い、一方で生活困窮者に対しては納税相談を丁寧に行い納税の猶予や滞納処分の執行停止の判断など、個々の事情に応じた取扱いを行っている。

●**総務部長** ①市では差押えすることによって、その滞納者の方が生活困窮となるような差押えや差押禁止債権等の差押えは当然のことながら行っていない。

②差押禁止財産とは、例えば子供手当などの手当を言われているのかかと思いが、預金差押えの時は、前3か月の取引記録を確認し、明らかにその禁止手当のみが入金されているものか注意して差押えをしている。

③市で承諾を受けた例としては、滞納者の方と納税相談をした結果、差押財産のほかに収入があり生活が支障のないとの

ことで、本人からの申出で承諾をされたという例である。

また、平成23年度、平成24年度に承諾のうえ差し押えた事案は、茨城租税債権管理機構に移管されているときに差し押えた案件の引継ぎ案件であるが、茨城租税債権管理機構に確認したところ、強制的に承諾させた案件はないという回答である。

④延滞金減免、免除申請については、市では通常、滞納者と納税相談を行い、滞納処分、分割納付、納税猶予又は執行停止かの判断をしている。その納税相談の際に、明らかに納付資力のない方については、本税も含め執行停止の処分を行い、延滞金減免、免除に該当すると思われる方については延滞金の減免の説明をしているが、結果として該当者がいかなかった。

(掲載以外の質問事項)
☆成人肺炎球菌予防接種

の対象者の拡大を

☆水道未加入者の加入条件を整理し、加入できる筋道をつくること



古川 よし枝 議員

子ども・子育て支援新制度における保育料について

●**古川議員** 4月から保育認定、保育給付制が導入された子ども・子育て支援新制度がスタートする。新制度のもとで保育所保育料の負担が増えることがないよう次の3点について求める。①平成

24年度から年少扶養控除と特定扶養控除が廃止になり保育料が上がってしまうことが起きることから、市が年少扶養控除等の相当額分を加え所得税額を再計算してきた。新制度においてもこれまでと同様再計算を行うこと。②保育が11時間の標準保育と8時間の短時間保育に区分される。短時間保育の保育料は標準保育の1・7%減額。短時間保育の延長料金を徴収しないこと。③第2・3子以降の保育料が減免されるが対象枠は就学前までである。幼稚園の保育料減免と同様に対象枠を小学校3年生までにはどうか。

●**保健福祉部長** ①市では平成26年10月に98世帯を抽出して、新制度での保育料算定の試算を行ったところ、現在の保育料と比較して減額となる世帯が21・4%、増額となる世帯が23・5%、減額

なしの世帯が55・1%という結果となった。増額となる世帯の階層別割合を見ると、推定年収が470万円を超える第5階層から推定年収1,130万円以上の第8階層で約96%を占めていることから、低所得世帯を含む第1から第4階層の所得階層の保育料は、負担増の影響を最小限に抑えられたことが確認できた。市としては、国から示された基準に従い、保育料を算定していきたい。

②保育標準時間と保育短時間は、保護者の選択によるもので、市作成のパンフレットや入所受付時において、保護者には保育短時間を希望した場合、8





時間を超えた部分には延長料金が発生する旨を説明し、了解をいただいている。なお、短時間から標準時間への切替えも月ごとでできる制度であり、世帯の状況に応じて柔軟に対応したい。

③保育料の多子世帯の減免については、幼稚園は3歳から小学校3年生までの6年間、保育所は0歳から小学校就学前までの6年間を対象期間としており、全国的にこの制度での運用が基本とされている。国の通知においても、多子軽減についても、これまでの多子軽減と同様の取扱いにすると示されていることから、市としても、これまでと同様の取扱いで運用していきたい。

(掲載以外の質問事項)
 ☆みらい平コミュニティセンターについて
 ☆住宅リフォーム助成制度について

みらい平地区避難場所について



鐘ヶ江 礼生奈 議員

●鐘ヶ江議員 この地区の避難所は、陽光台小学校とみらい平コミュニティセンターの2箇所であるが、1万人を超える人口に対して、帰宅困難者や救護隊などの場所も確保すると避難住民の収容場所が足りない。また、案内表記が少なく分かりづらいため、災害時に多くの新住民が混乱に陥りかねない。住民が定着するための重要条件である安心安全なまちの施策と

して、都市公園を防災機能の備えた一時避難所の確保と、民間保育園や幼稚園への一時避難所の受け入れについて見解を伺う。

●総務部長 みらい平地区については、建物がある公共施設は少ない状況であるが、地区公園や街区公園等は他の地域に比べ充実している状況である。災害時に被害を少なくするキーワードとして、自助、共助、公助という言葉があるが、これらの公園が一時避難所として自分自身で避難する自助の場として、さらにそこに避難してきた方々とお互いに助け合う共助の場として、また、公的救助機関の活動拠点となる公助の場ともなり得るものと考えている。

また、民間の幼稚園や保育所については、災害が発生した場合、また発生するおそれがある場合は、事業者が夜間や休園日等にお

いて施設管理の対応が必要になることや、開園時の場合は、園児等の安全確認や安全行動の対応を行うため、公の避難所、避難場所としての指定は難しいと考える。

なお、国、県の関係法令等の改正に伴い、平成27年3月末の完成予定で、地域防災計画の見直しを実施しており、その中では、避難所兼避難場所に公立の保育所、公民館等を現在の22施設から12施設追加指定し、34施設となり、また、避難場所に地区公園や街区公園等を新たに21箇所指定するよう検討している。

(掲載以外の質問事項)
 ☆ワンストップサービス(総合窓口)について



振り込め詐欺対策について



今川 英明 議員

●今川議員 今、振り込め詐欺は多発しており、昨年の全国での被害は、件数で10,750件、被害額は453億3,000万円であり、茨城県では、300件で、14億1,300万円の被害があった。

そして、オレオレ詐欺などの振り込め詐欺は、電話する人を訓練や教育する人がいるようで、手口が巧妙化している。被害者の中には自殺をして



しまう人もおり、事態は深刻な状況である。今後、市としてどのような取組をしていくのか。

なお、高齢者の方が被害に遭わないように迷惑電話チャットカーがあるのも、警察に問合せをしてほしい。また、一般からの募金を集めるクラウドファンディングの制度も必要であり、いろいろな対策を研究して、素晴らしい市の構築のため、我々議員も一丸となって協力できると思うので、よろしく願います。

●市長 市では、平成20年に市消費生活センターを開設し、年々複雑多様化する消費者被害に対応している。今年度より相談員を1名増員して、消費者被害に対する相談体制を強化した。

また、例年、自治会や各種団体の集まりに出向いて出前講座を実施し、消費者トラブルに対する注意喚起や意識啓発に力

を入れていく。市の広報や相談員の活動を通じて、消費生活センターの役割も市民に浸透してきており、まさに現場の消費者問題に対応する重要な職務を担っている。今後も市民が安心して安全に暮らしていける地域づくりを目指し、国、県や国民生活センター等と連携を図りながら、消費生活センターを拠点として、消費生活相談への適切な対応、消費者被害未然防止のための意識啓発に努めてまいりたい。

(掲載以外の質問事項)
☆平成27年度予算について

☆みらい平地区の諸問題について



入札について



小田川 浩 議員

●小田川議員 東日本大

震災、東京オリンピックの開催による影響で、建設資材の高騰、人手不足による人件費の値上げで全国的に建設工事の入札不調が増えている。本市においても陽光台小学校の建設工事が入札不調になった経緯がある。これらは市が決定する予定価格の設定が、建設会社の積算する実勢価格と乖離していることが原因と考えられる。その対応とし

て国や県では、発注者がお互いに情報を提供し、共有するという試みを行っているが、本市ではどのような対応を考えているのか。さらに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の一部が改正され、公共工事の予定価格を切り下げる「歩切り」は違法であることが明確にされた。この歩切りも入札不調の要因の一つと考えるが、これについて今後の市の考え、対応は。

●総務部長 国において

は、現在及び将来にわたる公共工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、昨年6月4日に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法等が改正された。また、昨年9月30日には、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的

に推進するための基本的な方針及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針が変更され、本年4月1日に全面施行されることとなっている。

当市においても、これらの法律改正の趣旨を鑑み、入札及び契約の適正化が図られるよう取り組みでまいりたい。

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適正に反映させ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正に積算を行ってまいりたい。

また、議員指摘の業者やコンサルとの協議については、今後の課題とさせていきたい。

今後も、国の動向を注視し、改正後の法律や指針に従って、公共工事の



福岡地区工業 用地の整備に ついて



中島 清和 議員

入札及び契約の適正に努めてまいりたい。

●市長 市の入札については、これまでも市財務規則、市建設工事執行規則、その他関係法令に則って実施した。今後も、改正された法律や指針の趣旨を踏まえ、入札及び契約の適正化を図り、公平性や透明性を確保して執行してまいりたい。

●中島議員 1項目、1

回目の地権者説明会で、出席者82人、出席率65.6%であった。説明では、民間事業者による業務代行方式により進めたいとのことだが、業務代行方式を採用した理由は、

2項目、地権者の意向調査が実施され、賛成する36%、条件が合えば賛同する58%、賛同しない5%、概ね94%の方は賛同するとの説明であった。条件とはどのような内容か。また、賛同しない意見はどのような内容か。

3項目、事業の経過と今後のスケジュールについて、地権者組織の設立、都市計画変更等をどの様に進めるのか。最後に、市長、行政の長としての思い、考えを伺いたい。

なお、誠意ある説明会を幾度となく開催し、スピード感を持って進められるよう、強く要望する。

●都市建設部長 業務代

行方式の採用理由については、市には土地の販売や企業誘致のノウハウが不足していること、厳しい財政状況の中から事業費の確保が難しく、事業の長期化が見込まれることなどを踏まえ、事業者の持つ資力、信用、技術力、企業誘致のノウハウを取り入れていくこととした。

条件の主な内容は、「土地の売却価格」、「行政の取組姿勢」、「他の地権者の賛同状況」、「参画する民間事業者」である。また、賛同しない理由は、「行政が中心となつて話をしてほしい」、「自然をできるだけ残してほしい」という意見などであった。

事業の経過については、平成26年6月に市の整



東橋戸台線と福岡地区工業用地

備方針の公表、同年9月から10月に地権者説明会の開催、その後地権者意向調査を実施し、平成27年1月に再度地権者説明会を実施し約9割の賛同を得ている。また同年2月に地権者とともに、埼玉県久喜市の「清久工業団地周辺地区」の視察を行った。次に、今後のスケジュールについては、現在、地権者組織設立の準備を進めており、平成27

年度には、地権者組織の設立総会の開催、また、業務代行者の募集・選定を進め、決定した後は、都市計画の変更手続や、事業認可の手続を推進し、認可後は、造成工事や企業誘致を業務代行者と協力して進めていく。

●市長 2期目の政策として、地域経済の発展と雇用促進を図るため、企業誘致を積極的に推進するという公約を掲げた。この公約を具体的に進める事業が、福岡地区における工業用地の整備である。平成26年10月に地権者の意向調査を実施し、回答された約9割の方に賛同をいただいたことに気を引締め直して、事業を進めている。平成27年4月1日からは、「みらいまちづくり課」を新設し、課内室として「福岡地区整備推進室」を設け、市長直轄の新たな体制のもと、地権者や市の負担を軽減するために、民間事業者



の持つ「資力・信用・技術力・企業誘致のノウハウ」を取り入れ、その中で市は、主導的な役割を果たしながら、地権者や民間事業者と緊密に連携・協力し、取り組んでいく。

ボランティア団体と行政との協働について



古館 千恵子 議員

●古館議員 ボランティアの役割と市との連携は、市の主要施策である地域福祉の推進のため、また、「誰もが安心安全に

暮らせる福祉のまちづくりのために協力できることを心がけボランティア活動をを行っている。ボランティア登録団体は43、個人登録者と合わせると994人であり(平成26年7月末)現在でも増えている。そのような中、各団体が会議・勉強会を行う場所がなく、ボランティア活動に必要な材料や道具を保管する場所もなく不便な思いをしている。「昨年の4月14日に市長とグループ代表の方々や活動実態や行き詰まり悩みなど語る時間をいただいた際に、是非ボランティアルームの設置をお願いした。ボランティアの方々は、地域の方々の明るい笑顔を多く見たいとの思いで活動しているの、あらためて活動の推進強化につな



社協まつりでのボランティア活動風景

る、ボランティアルームの設置をお願いする。●市長 今後、さらにボランティア活動は市が進める市民協働のまちづくりの核となる活動も担っていたり、それを支える市としても、社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティアの育成、研修会の開催など、さまざまな事業を進めていく。活動拠点の整備についても、前向きに検討していく。

◆インターネット録画中継配信

つくばみらい市議会では、「市民に身近な、開かれた議会」を目指し、インターネットのホームページより録画中継の配信を行っています。この事業は、市の重要な課題は何かを多くの市民に知っていただき、情報の公開と共有を図ることを目的としています。なお、それぞれの映像の掲載期間は1年となります。編集にはフリーソフトを活用し、経費をかけずに作業を行っています。どうぞ、ご覧ください。



音声による議会だより

インターネットのホームページより、音声による議会だよりの配信を行っています。音声は、ボランティア団体である『朗読グループかたくり』の方々によるもので、活動は、声の広報としてつくばみらい市の「広報つくばみらい・議会だより・社協だより」などの音声訳を行っており、社会福祉協議会を窓口にも、不自由な方々を対象に、無料でCDの貸し出しをしています。音声による議会だよりは、お借りしたCDを編集して作成しています。ぜひ、お聴きください。

◆会議録の公開について

本会議の会議録は、インターネットのホームページや市立図書館及び議会事務局でご覧いただけます。なお、最新の会議録の公開開始は、各定例会終了から3カ月後となります。



◆ 掲載写真募集! ◆



あなたのお持ちの写真を議会だよりの表紙に掲載しませんか？
詳しくは、議会事務局にお問い合わせください。

≡ 議会TV放映中 ≡



議会開会中、伊奈庁舎及び谷和原庁舎のロビーに設置してあるテレビで、本会議の様子を生中継しています。どうぞ、ご視聴ください。

会期日程のお知らせ

平成 27 年第 2 回定例会は、次のとおり開催される予定です。

月日	曜日	会 議	内 容
6 月 3 日	水	本会議	開会 議案の上程及び説明
6 月 5 日	金		一般質問
6 月 8 日	月		一般質問 議案の委員会付託
6 月 1 1 日	木	常任委員会	総務常任委員会
6 月 1 2 日	金		教育民生常任委員会
6 月 1 5 日	月		経済常任委員会
6 月 1 8 日	木	本会議	委員長報告、質疑 討論、採決、閉会

※日程等については変更になる場合があります。なお、会期日程は、議会運営委員会（通常は開会日の 7 日前に開催）で協議され、定例会初日の本会議で決定されますので、事前に議会事務局までお問い合わせ下さい。

市議会を傍聴
しませんか!!

議会は、特別な場合を除き、だれでも傍聴することができます。

◎傍聴の手続き

傍聴は、先着順で受付票に住所、氏名、年齢をご記入していただくだけで、傍聴席（定員 50 人）に入場できます。なお、常任委員会等の傍聴席は、定員 5 人となっています。

◎傍聴場所

つくばみらい市の議会は、谷和原庁舎 3 階です。

- ◎第 1 回臨時会 傍聴者数 1 人
- ◎第 1 回定例会 傍聴者数 37 人

編
集
後
記

花の盛りも過ぎ、吹く風もやわらかな季節となりました。市民の皆様さまにおかれましては健やかにお過ごしのことと存じます。

3 月定例会において、「みらいを担う子どもたちに誇れるまち」に向けて安心安全な通学路整備事業、福岡地区工業団地開発事業、伊奈庁舎の改築など市の総合計画実施計画に基づき、一般会計予算 20.8 億円の内容を慎重に審議しました。予算総額は昨年到现在最高額となりました。市民の皆様が読みやすく、市議会の活動内容が理解いただけるような議会報の作成に広報委員一同努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

委員 直井高宏

議会広報特別委員会

- 委員長 中山 栄一
- 副委員長 鐘ヶ江 礼生奈
- 委員 古川 よし枝
- 古館 千恵子
- 直井 高宏
- 小田川 浩

◎ご意見ご感想をお寄せください◎

「議会だより」についてのご意見・ご感想をお寄せください。今後の本誌編集の参考にさせていただきます。また、議会についてのご意見等ありましたら併せてお聞かせください。
〒 300-2492 つくばみらい市加藤 237 番地 つくばみらい市役所 議会事務局まで
☎ 58-2111 FAX20-5760 Eメール gikai01@city.tsukubamirai.lg.jp